



学童用かさのSG基準

通商産業大臣承認 54産第 7075 号 昭和 54 年 11 月 30 日

通商産業大臣改正承認平成 09.04.18 産第6号 平成9年 5 月 7 日

一般財団法人製品安全協会改正・25 安全業 G 第 171 号 2013 年 11 月 1 日

学童用かさ専門部会 委員名簿 [平成9年5月7日改正時]

	氏 名	所 属	(五十音順・敬称略)
(委 員)	磯部 巖	株式会社磯部東洋商店	
	小川 哲生	株式会社小川	
	甲斐 麗子	主婦連合会	
	紙川 明	製品評価技術センター 機械テスト課長	
	小谷 安博	財団法人日本洋傘検査協会	
	下村 雅則	株式会社大黒	
	関澤 七重	財団法人日本消費者協会	
	高井 康英	通商産業省産業政策局消費経済課製品安全対策室	
	田中 芳雄	製品安全協会	
	名城 修	株式会社フェニックス 商品部	
	成宮 治	通商産業省生活産業局文化用品課	
	西出 徹雄	通商産業省工業技術院標準部生活規格課	
	原 早苗	消費科学連合会	
	菱木 純子	全国地域婦人団体連絡協議会	
	藤井 裕之	株式会社オカモト 管理部	
	八島 正明	株式会社消費経済研究所	
(事 務 局)	一般財団法人製品安全協会	業務グループ	
	E-Mail operation@sg-mark.org		

学童かさのSG基準

SG Standard for Children's Umbrella

1. 基準の目的

この基準は、学童用かさの安全性品質及び消費者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の生命又は身体に対する被害の発生を防止することを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、学童が使用するかさの生地が主として繊維製の学童用かさ（以下「かさ」という。）について適用する。ただし、折り畳みかさは除く。

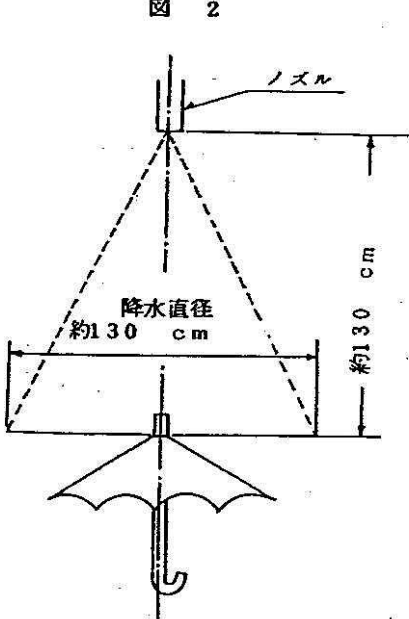
なお、ここでいうかさの使用年齢範囲は、標準として3才児から小学生までとする。

3. 安全性品質

かさの安全性品質は、次のとおりとする。

項目	基準	基準確認方法
1. 外観、構造及び寸法	<p>1. かさの外観、構造及び寸法は次のとおりとする。</p> <p>(1)使用上手、指等が触れる部分には、傷害を与えるようながり、ばり、まくれ等がないこと。</p> <p>(2)各部の組付けは確実でき裂、破損、使用上支障のある緩み、がた、変形等の異状がないこと。</p> <p>(3)かさは、止めひもを有し、確実に止めることができること。</p> <p>(4)ジャンプかさにあつては、開閉機構が不用意に作動しないための安全機構を有しており、安全機構は確実に</p>	<p>(1) 目視、触感等により確認すること。</p> <p>(2) 目視、触感及び操作により確認すること。</p> <p>(3) 目視、触感及び操作により確認すること。</p> <p>(4) 止めひも等を外した状態で、安全機構を解除する操作を行ってもかさは開かないこと。また、このとき、開閉機構の操作を行えば、かさが開くことを目視、触感及び操作により確認すること。</p>

	<p>作動すること。 ただし、止めひも等は、開閉機構及び安全機構に含まない。</p> <p>(5) 中とじは、各親骨の中程に確実に施してあること。</p> <p>(6) ろくろと骨との組付け用針金の結び端は、内側に確実に曲げてあること。</p> <p>(7) かさは、石突き及び露先を有し、石突きにあつては、形状は球、半球、円筒又は円すい台とし、寸法は外形が13mm 以上、全長が40mm 以下であり、露先にあつては、形状は球、半球とし、寸法は外形が9mm 以上であること。</p>	<p>(5) 目視、触感等により確認すること。</p> <p>(6) 目視、触感等により確認すること。</p> <p>(7) 形状については、石突き、露先それぞれを目視により確認し、寸法については、図1に示すように石突きにあつてはD及びL、露先にあつてはDの部分スケール等により測定して確認すること。</p> <div data-bbox="874 1003 1369 1326" data-label="Diagram"> <p style="text-align: center;">図 1</p> <p style="text-align: center;">球 半球 円筒 円すい台</p> </div> <p>2. かさを完全に開き、中棒を鉛直にした状態で図2に示すようなノズルの先端から石突きが生地に接する部分までの高さが約130cmになる位置でかさを保持し、この位置での降水直径約130cmの範囲内において均一に毎時20mm ± 2mmの降水状態で連続20分間降水させた後、かさの内部に異状がないことを目視により確認すること。</p>
<p>2. 耐漏水性</p>	<p>2. かさの上面全域に毎時20mm±2mmの降雨状態で、連続20分間降水させたとき、かさの内面伝水がないこと。また、水滴は20滴以下であること。</p>	<p>2. かさを完全に開き、中棒を鉛直にした状態で図2に示すようなノズルの先端から石突きが生地に接する部分までの高さが約130cmになる位置でかさを保持し、この位置での降水直径約130cmの範囲内において均一に毎時20mm ± 2mmの降水状態で連続20分間降水させた後、かさの内部に異状がないことを目視により確認すること。</p>

<p>3. 強度</p>	<p>3. かさの強度は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 親骨又は先親骨の先端部に力を加えたとき骨各部にき裂、破損、破断などの異状がないこと。また、力を取り除いた後に骨各部に著しい変形がないこと。</p> <p>(2) 手もとと中棒との組付強度は 650N 以上であること。</p> <p>(3) 石突きの先端部に 20N の力を加えたとき、中棒の残留たわみは、中棒の手もと取付部から石突き負荷部までの長さの 10 分の 1 以下であり、かつかさ各部にき裂、破損、使用上支障のある緩み、がた、変形等の異</p>	<p>図 2</p>  <p>(1) かさを開いた状態で中棒を水平にして、手元及び石突きを固定し、かさの内側の方向に親骨又は先親骨の先端部に 6N の力を加え、1 分間保持した後、骨各部にき裂、破損、破断などの異状の有無を目視により確認すること。また、骨各部に著しい変形がないことを目視により確認すること。</p> <p>(2) 引張試験機により毎分 300mm±20mm の速度で抜け方向に 650N の力で引っ張り、1 分間保持した後、き裂、破損、緩み抜け等がないことを目視、触感等により確認すること。</p> <p>(3) かさを閉じた状態（ただし、止めひも等及びジャンプかさにあつては安全機構を解除した状態とする。）で試験を行うものとし、図 3 及び図 4 に示すように、かさを水平にし、下はじきのみぞが横向きの状態で手もとを固定し、石突きの先端部の高さをスケール等により測定した後、石突き先端部に質量 2kg の重錐を静かに吊るし、1 分間保持する。次に重錐を除去し石突きの先端部の高さ</p>
--------------	--	--

状がないこと。

また、石突き先端部に力を加え、中棒の手もと取付部から石突き負荷部までの長さの2分の1までたわませたとき、中棒が破断しないこと。

を同様に測定したとき、10分のL以下であり、かつ、かさ各部に異常がないことを目視、触感及び操作により確認すること。

また、図5に示すように2分のLまでたわませ1分間保持した後、破断しないことを目視により確認すること。

図 3

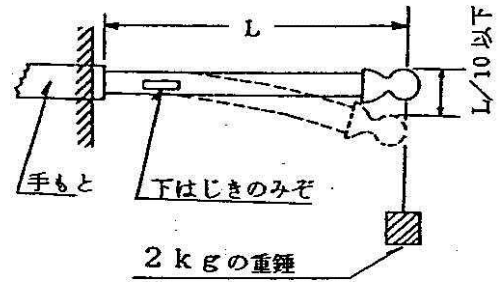


図 4

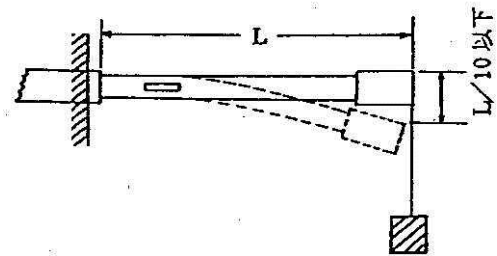
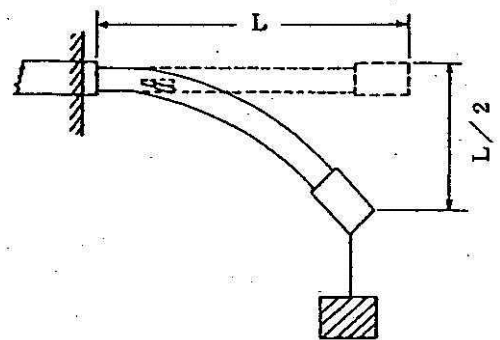


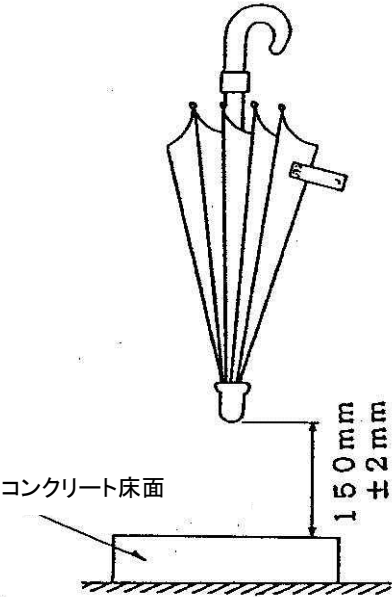
図 5



(4) 手もと及び中棒のねじり強度は、 $350\text{N}\cdot\text{cm}$ 以上である

(4) 手もとを固定し、中棒の先端部に $350\text{N}\cdot\text{cm}$ のトルクを毎分約 60 度の角度で1分間保持した後、

	<p>こと。</p> <p>(5)親骨と露先との組付け強度は 20N 以上であること。</p> <p>(6)中棒と石突きとの組付強度は項目 5. 耐久性の(2)に規定する試験を行った後において 200N 以上であること。</p> <p>4. ジャンプかさにあつては開く速度は毎秒 200cm 以下であること。</p> <p>5. かさの耐久性は、次のとおりとする。</p> <p>(1) かさを連続 500 回開閉したとき、かさ各部にき裂、破損、使用上支障のある緩み、がた、変形等の異状がないこと。</p>	<p>き裂、破損、緩み、抜け等がないことを目視、触感等により確認すること。</p> <p>なお、手もとと中棒とがねじによって取付ける構造のものにあつては、トルクの加える方向は、ねじ込み方向とする。</p> <p>(5) 止めひも等を外した状態でかさを閉じて露先を抜ける方向に 20N の力で引っ張り、1 分間保持したとき、親骨から露先が抜け出していないことを目視、触感等により確認すること。</p> <p>(6)項目 5. 耐久性の(2)の試験を行った後、引張試験機により毎分 300mm±20mm の速度で抜ける方向に 200N の力で引っ張り、1 分間保持したとき、き裂、破損 緩み、抜け等がないことを目視、触感等により確認すること。</p> <p>4. かさを完全に開いた状態で、常温・常湿の場所に 4 時間以上放置した後、かさを閉じ（ただし、止めひも等及び安全機構は解除した状態とする。）、かさを水平にして手もとを固定し、開く操作を行ったとき、下ろくろ部の変位が毎秒 200 cm 以下であることをストロボ高速度カメラ等により測定して確認すること。</p> <p>(1) 止めひも等を外した状態でかさを完全に開いた後、かさを閉じ、止めひも等を使用する。ジャンプかさにあつては、止めひも等と同様に安全機構を使用せず、その後安全機構を使用する。この操作を 1 分間に約 6 回の速度で連続 500 回行ったとき、かさ各部に異状がないことを目視、触感</p>
--	---	--

	<p>(2) 石突きを下向きにして 150mm の高さから連続 50 回落下させたとき、かさ各部にき裂、破損、使用上支障のある緩み、がた、変形等の異状がないこと。</p>	<p>等により確認すること。</p> <p>(2) 止めひも等を外した状態でかさを閉じる。ジャンプかさには安全機構を使用する。この状態で図 6 に示すように、平滑なコンクリート床面から石突きの先端までの高さが $150\text{mm} \pm 2\text{mm}$ になるようにかさを鉛直に保持し、歩行用コンクリート平板の水平面に 1 分間に約 6 回の速度で連続 50 回自然落下させた後、かさ各部に異状がないことを目視、触感及び操作により確認すること。</p> <p style="text-align: center;">図 6</p>  <p style="text-align: center;">(1) 試験部品全体を汚れに応じてアセトン、アルコール、エチルアルコール等の適当な溶剤（試験部品を腐食させたり、塗装を溶解したり、保護皮膜</p>
<p>6. 耐食性</p>	<p>6. 耐食性材料以外の金属材料を使用した部分は、防せい処理（ただし、電気亜鉛めっきを行ったものはクロメート処理が施されていること。）が施されており、耐食性は次のとおりとする。</p> <p>(1) 電気亜鉛めっきを行い、光沢クロメート処理を施したものにあっては、防せい</p>	<p>(1) 試験部品全体を汚れに応じてアセトン、アルコール、エチルアルコール等の適当な溶剤（試験部品を腐食させたり、塗装を溶解したり、保護皮膜</p>

	<p>処理のための塗装が施されていること。</p> <p>そのものにあっては、常温の5%塩化ナトリウム水溶液に酢酸を0.1%から0.3%の範囲で添加し、更に、塩水溶液1リットル当たり、質量0.26gの塩化第2銅を混合した試験液に1分間浸せきした後取り出したとき、加工部分及び中棒の内側を除く他の部分が全面にわたって黒色にならないこと。</p> <p>(2) 電気亜鉛めっきを行い、光沢クロメート処理を施し、更に塗装したもの以外のものにあっては、常温の5%塩化ナトリウム水溶液に18時間浸せきした後取り出し、水洗いしてから30分間自然乾燥したとき、加工部分及び中棒の内側を除く他の部分に赤さびが発生していないこと。</p> <p>(3) 塗装を施した中棒及び下ろくろにあっては、セロハン粘着テープを塗膜面に1cm²以上密着させた後、セロハン粘着テープを軸方向に対して約90度の角度で急速にはがしたとき、セロハン粘着テープの密着面及び塗膜面にはく離、浮き等の異状がないこと。</p>	<p>を作ったりしない溶剤であること。)を浸した清浄な柔らかい布、脱脂綿等でぬぐった後、浸せき試験を行い、加工部品及び中棒の内側を除く他の部分が全面にわたって黒色になっていないことを目視等により確認すること。</p> <p>(2) (1)と同様な方法で、汚れをぬぐった後、浸せき試験を行い、加工部品及び中棒の内側を除く他の部分に赤さびが発生しないことを目視等により確認すること。</p> <p>(3) (1)と同様な方法で、汚れをぬぐった後、日本工業規格 Z1522 (2009年) セロハン粘着テープに規定する幅 12mm±1mm のセロハン粘着テープを用いて試験を行い、異状が目立たないことを目視及び触感等により確認すること。</p>
--	--	---

7. 付属品	<p>(4)めっきを施した親骨、受骨及び中棒にあつては90度の角度で折り曲げたとき、めっきのはく離しないこと。</p> <p>7. 名札、ふさ等の付属品はかさの使用上の安全性を損なわないものであること。</p>	<p>(4) 目視、触感等により確認すること。 親骨又は受骨がみぞ状のものにあつては折り曲げる方向はみぞ方向とする。</p> <p>7. 傷害を与えるような突起、先鋭部、ばり、まくれ等の有無とその材質及び機能等についてそれぞれ目視、触感等により確認すること。</p>
--------	---	---

4 表示及び取扱説明書

かさの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項目	基準	基準確認方法
1. 表示	<p>1. 製品には、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。</p> <p>(1) 申請者（製造業者、輸入業者等）の名称又はその略号</p> <p>(2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号</p> <p>(3) 「学童用」である旨</p>	<p>1. 目視及び触感により確認すること。</p>
2. 取扱説明書	<p>2. 製品には、次に示す趣旨の取扱い上の注意事項を明記した取扱説明書を添付すること。</p> <p>なお、小学校低学年が容易に理解できる用語を使用し、図を併記することが望ましい。</p> <p>また、(1)は取扱説明書の表紙の見やすい箇所に示し、</p>	<p>2. 専門用語、略語、あて字等が使用されず、小学校低学年が容易に理解できるものであることを確認すること。</p> <p>(1)については、枠で囲んだり、他の文字より大きな文字や異なった目立つ色彩を用いる等して、より認知しやすいものであることを確認すること。</p> <p>(2) (b) (c)については、安全警告標識を併記したり、枠で囲んだり、他の文字より大きな文字や異なった目立つ色彩を用いたりして、より認知し</p>

	<p>(2)の(b)(C)については安全警告標識()等を併記するなどしてより認知しやすいものであること。</p> <p>(1)保護者は取扱説明書を必ず読み、使用上の注意事項を指導する、また、読んだ後は取扱説明書を保管する旨</p> <p>(2)使用上の注意</p> <p>(a)手もとを引っかけて引っ張り、ぶら下がったり、遊び道具に使用したりしない旨</p> <p>(b)かさを開くときは、周りの人が迷惑しないように気をつける旨</p> <p>(c)かさを閉じるときは、安全機構を閉じる旨(ジャンプかさに限る)</p> <p>(d)こわれたり、曲がったり等したままで使用しない旨</p> <p>(3)保管上の注意</p> <p>使用後は、早めにかげ干しを行って保管する旨</p> <p>(4)SGマーク制度は、この製品の欠陥によって発生した人身事故に対する補償制度である旨</p> <p>(5)製造業者、輸入業者又は販売業者等の名称及び電話番号</p>	<p>やすいものであることを確認すること。</p>
--	---	---------------------------

付図（各部の名称と参考図）

